令和元年10月1日から 幼児教育・保育の

無償化がスタートします!

子育でに係る経済的負担を軽減するため、幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する3歳から5歳児クラスの子どもたち、住民税非課税世帯の0歳から2歳児クラスの子どもたちの利用料が無償になります。(実費として徴収されている費用については対象外となります)



■こども課 ☎57-7522

■利用している施設・事業によって上限額や手続きの有無などが変わります!

対象となる 施設・事業	保育の必要性 (※ 1)	対象者 (4月1日時点の年齢)	無償化上限額 (月額)	無償化 の手続き
保育所、 認定こども園(※ 2)、 地域型保育事業	必要	非課税世帯の0~2歳児	全額	不要
		3~5歳児		
幼稚園	不要	3~5歳児(※3)	25,700円	不要
認可外保育施設等 (※ 4)	必要	非課税世帯の0~2歳児	42,000円	必要
		3~5歳児	37,000円	
預かり保育事業	必要	3~5歳児(※5)	11,300円	必要
障害児通所施設	不要	3~5歳児	全額	不要

- (※1) 就労等の理由により、保護者が子どもを保育することが困難である旨の認定を受けること
- (※2)認定こども園のうち、教育時間(4時間程度)の利用者については、保育の必要性は不要
- (※3)3歳の誕生日の前日から無償化の対象
- (※4)認可外保育施設、一時預かり事業、ファミリーサポートセンター事業、ベビーシッターなど 複数利用の場合は、合計金額が上限に達するまで無償化の対象
- (※5) 非課税世帯の満3歳児(3歳の誕生日の前日から、3歳になってから最初の3月31日までの間) の場合は、月額16,300円まで無償化







- ◆保育料等詳しいことについては、対象となるお子さんのいる世帯に、10月上旬に 個別にお知らせします。
- ◆無償化に伴い手続きが必要な方には、8月末までに個別にお知らせしています。 (まだ手続きを済まされていない方はご確認ください)
- ◆現行の「香南市多子世帯保育料軽減事業」については、10月以降も継続します。 (同時入所の第2子および多子世帯の第3子以降2歳児までの保育料無料)





会市・南国市・香美市・香南市 4市は合同で、 ひとりひとりの幸せを 応援しています。

> 高知中央東部地区 少子化対策連絡協議会

